

運輸安全マネジメント情報公開

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役及び役員は全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を教育や啓蒙活動を通して徹底させます。
- (2) 当社は運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努めます。
- (3) 当社は輸送の安全に関する情報について積極的に公開いたします。
- (4) 当社は安全マネジメントを全社員が一丸となって実施し、PDCA（計画・実施・評価・改善）の徹底により継続的な見直しと改善に努めます。

2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和06年度（2024年4月～2025年3月）目標	*自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件の継続	
令和05年度（2023年4月～2024年3月）目標	*自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件の継続	【達成】
令和04年度（2022年4月～2023年3月）目標	*自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件の継続	【達成】

3 目標達成のための計画 令和6年度(2024年4月～2025年3月)

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を順守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施します。下記、6 輸送の安全に関する教育・研修計画 令和4年度(2022年4月～2023年3月)参照
- (6) ケイシングループ各社と協力し、連携して輸送の安全性向上に努めます。
- (7) 運行前点検を含む車両における日常点検・整備の徹底します。
- (8) 運行記録計（デジタコ等）や運転日報を活用し個々に指導・監督を行います。
- (9) 外部専門講師による講習を行い、乗務員および管理者の知識向上・意識向上を図ります。
- (10) 事故発生後における各営業所および関係者への事故内容・防止策の迅速な周知を行い再発を防止します。
- (11) 定期健康診断の実施。産業医による助言および指導により健康管理と過労防止を行います。

4 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

*平成31 年度（2019年 4月～2020年 3月）	: 0件	平成31年(令和1年)
*令和02 年度（2020年 4月～2021年 3月）	: 0件	
*令和03 年度（2021年 4月～2022年 3月）	: 0件	
*令和04 年度（2022年 4月～2023年 3月）	: 0件	
*令和05 年度（2023年 4月～2024年 3月）	: 0件	

5 事故防止の為に重点施策 令和6年度(2024年4月～2025年3月)

- (1) 法定速度の遵守
- (2) 車両停車時における車輪止め着用の徹底
- (3) 早めの合図、早めのライト点灯
- (4) 指差呼称確認の実践
- (5) 交通弱者への配慮運転
- (6) 適切な服装・身だしなみ
正しい制服着用（ボタン・ファスナーまで）、安全靴・ヘルメット（あごひもまで）、携行品の確認

内容	対象者	実施内容	実施予定
輸送安全教育	乗務員	国土交通省告示1366号に関する教育 (教育内容は下記参照)	毎月1回
適性診断	乗務員	運転適性診断を定期的に受診させ、診断結果を基に年齢、経験、特性に応じた指導、教育を行う。 NASVA(自動車事故対策機構)における初任診断・一般診断・適齢診断を適宜受診。	必要に応じ随時
安全管理委員会	安全管理委員	車両事故・労災事故防止に関する改善措置検討	毎月1回
無事故ドライバー表彰	乗務員	年間無事故達成者を達成年数ごとに表彰	年1回(毎年1月)
監視機器による安全指導	乗務員	デジタルタコグラフおよびドライブレコーダーの記録データによる安全指導 速度超過・急加速・急減速・連続運転防止と実際の事故映像・ヒヤリハット映像などによる分析からドライバーの感受性を高め事故防止に繋げる。	随時
交通安全講習会	乗務員	KYT、車両点検等社内講習によりドライバーのスキルアップを図る	随時
事故惹起者講習	乗務員・管理者	専門講師による再発防止講習	毎月1回 (無事故月は開催なし)
交通安全運動参加	全従業員	交通安全期間等において地元自治体と連携し該当にて啓発活動	年4回程度
事故防止検討会	乗務員・管理者	事故発生後に各グループごとに原因と対策を協議する	毎月1回 (無事故月は開催なし)
健康管理の取組み	全従業員	定期健康診断および産業医による個別指導 ストレスチェック	毎月1回 (無事故月は開催なし)

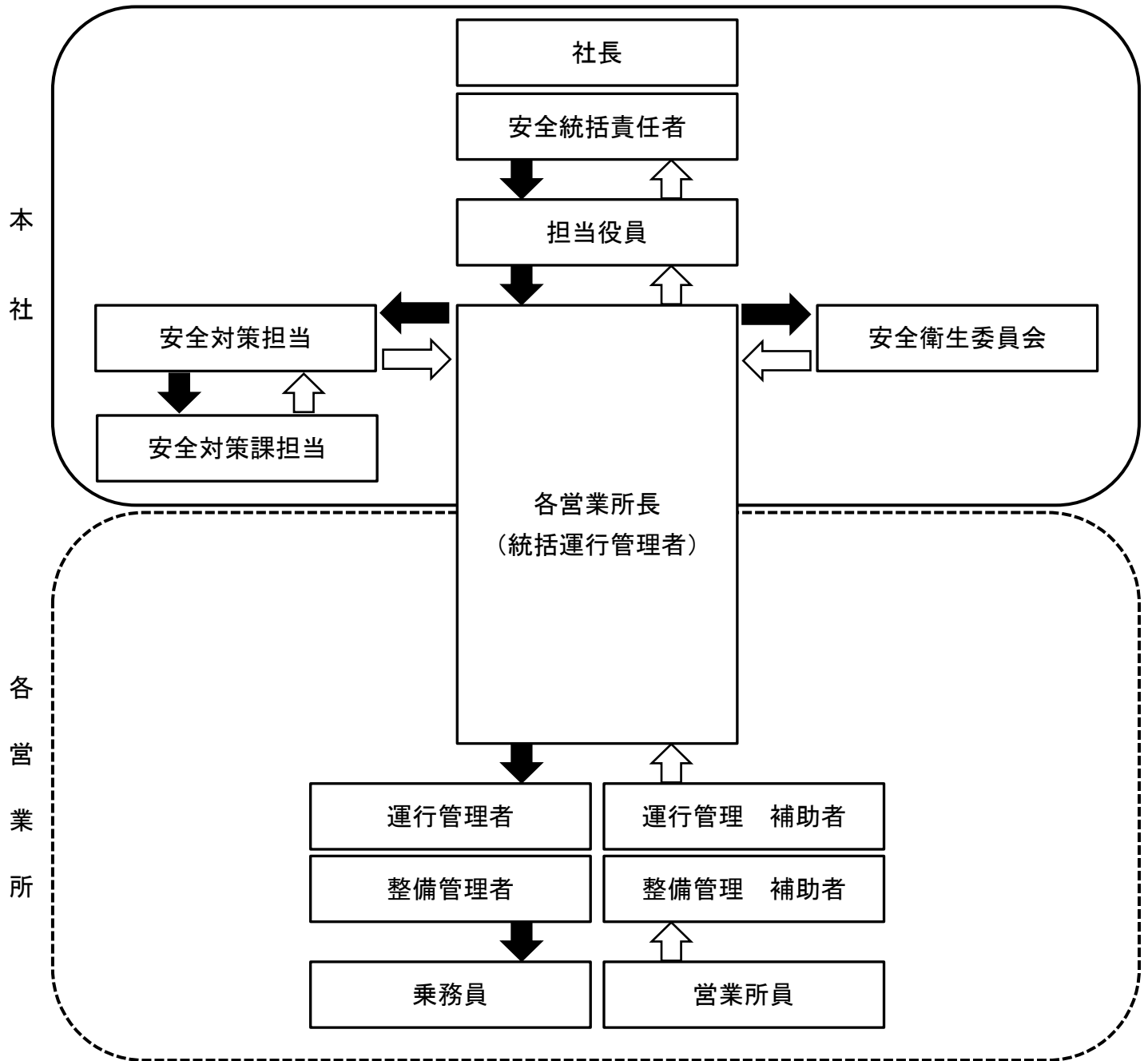
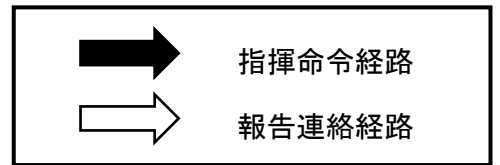
国土交通省告示第1366号準拠 安全講習実施内容

1月	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
2月	危険の予測及び回避
3月	運転車の運転適正に応じた安全運転
4月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因と対処法
5月	健康管理の重要性
6月	トラックを運転する場合の心構え
7月	トラック運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項
8月	運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法
9月	トラックの構造上の特性
10月	貨物の正しい積載方法
11月	過積載の危険性
12月	危険物を運搬する場合に留意すべき事項

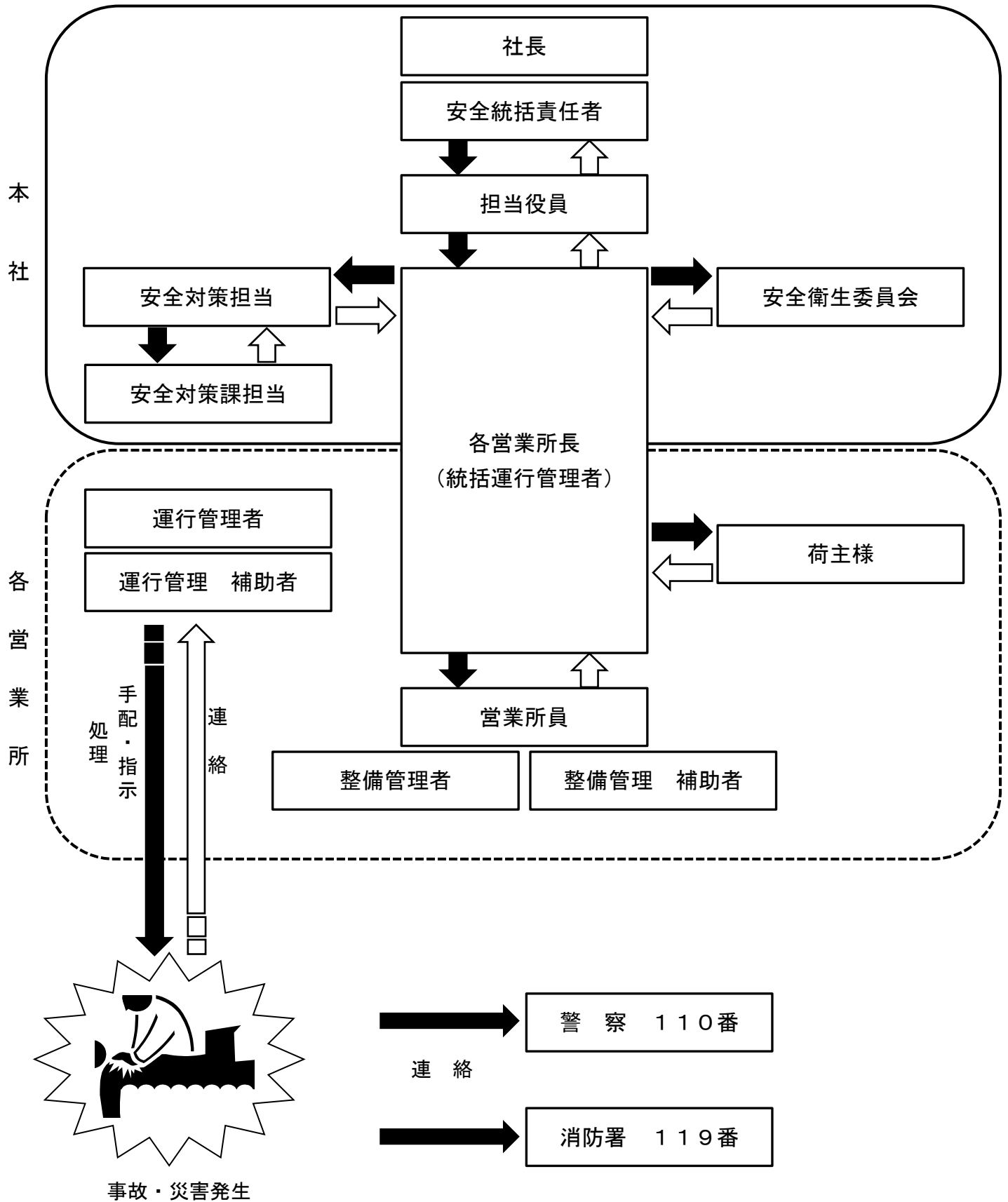
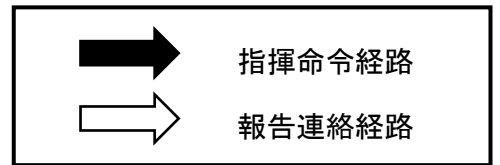
7 行政処分内容及び講じた措置など

* 令和05年度(2023年4月～2024年3月)、行政処分なし

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



事故、災害等に関する報告連絡体制



9 輸送の安全に関する内部監査体制

令和05年度（2023年4月～2024年3月）の内部監査を令和5年（2023年）11月に実施いたしました。輸送安全に関する内部監査結果は以下の通りです。

〔確認事項〕

運輸安全マネジメントシステムが適切かつ継続的に維持・適用されているか、安全に関する活動の取組状況について進捗状況を把握。

〔監査の所見〕

計画的に実施・運用されており、今後も積極な運用に継続して取り組むこと。

〔取組み事項〕

今後も国土交通省主催の運輸安全マネジメントセミナーおよび安全に関する講習会に積極的に参加し知識の向上と情報収集に取り組んで参ります。

10 マネジメントレビュー

令和5年（2023年）11月（内部監査の後）にマネジメントレビューを実施いたしました。